

石運整第159号
令和7年9月25日

自動車特定整備事業者 各位

北陸信越運輸局
石川運輸支局長

令和7年度整備主任者研修（技術）の実施について（お知らせ）

道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する標記研修について、一般社団法人石川県自動車整備振興会（認定機関）において別紙のとおり実施しますのでお知らせいたします。

つきましては、日程等調整のうえ受講していただきますよう願います。

事前申し込みが必要となりますので、別紙の申込書を記入し、一般社団法人石川県自動車整備振興会 教育部宛、FAX又は持参にて提出願います。

令和7年9月25日

自動車分解整備事業場 各位

2025年度整備主任者（技術）研修の実施について

※平成30年6月法改正により、運輸支局より個別の案内はありません。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者1名以上（事業場毎）
但し、石川運輸支局に認定機関での受講を申請している事業場は除きます。
2. 研修費 14,000円（税込） テキスト代含む
3. 研修資料 令和7年度版 整備主任者研修資料 学科研修用及び実習研修用
4. 研修場所 石川県自動車整備振興会 研修室及び実習室
及び時間 9:00～16:30
5. 受講の証明 研修終了時に「整備主任者（技術）研修受講票」に受講印を捺印して本人に渡します。
6. 欠席の処置 受講できない場合は理由書（診断書、理由書等）を提出して下さい。
7. 申込方法 事業場毎に裏面の研修予定日を参照の上、整備主任者(技術)研修受講申込書を記入し提出（FAX「076-239-4004」、持参、郵送いずれも可）して下さい。
各研修予定日とも定員に達し次第締切りますので、申込書には必ず第3希望日まで記入して下さい。
8. 申込期間 9月25日（木）～10月31日（金）
※期日以降の申し込みは資料の都合上受講できない場合があります。
9. 受講日の案内
整備主任者（技術）研修受講申込書を提出頂いた後、受講していただく研修日等を記載した受付票を後日作成し受講者毎にFAX等で連絡する予定です。

10. 研修予定日

11月	25日(火)、26日(水)
12月	2日(火)、5日(金)、12日(金)、18日(木)

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

2025年度整備主任者(技術)研修 受講申込書
2025年 月 日

石川県自動車整備振興会 教育部宛
FAX番号 076-239-4004

受講者名 _____

受講希望日 第1希望 _____ 第2希望 _____ 第3希望 _____

生年月日 _____

自動車整備士資格
及び合格番号 _____

認証番号 _____

事業場名 _____

〒

所在地 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

必ず、全項目記入して提出して下さい。

この個人情報は標記の研修運営に係わる業務のみに使用し、他の業務には一切利用いたしません。